

## 意見書

私は、「独立行政法人通則法」第19条第4項及び第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人産業医学総合研究所の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの平成15年度における財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書並びに予算の区分に従い作成した決算報告書につき監査を行った。

### 1. 監査の方法の概要

この監査に当たって、私は、会計に関する帳簿、証拠書類等を閲覧するとともに、その他必要と認めた監査手続きを実施した。

### 2. 監査の結果

監査の結果、私の意見は次のとおりである。

- (1) 財務諸表は、「独立行政法人産業医学総合研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」に準拠して作成されており、独立行政法人産業医学総合研究所の平成16年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績、キャッシュ・フローの状況、行政サービス実施コストの状況及び利益処分の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 予算の区分に従い作成した決算報告書は、「独立行政法人産業医学総合研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」に準拠して作成されており、独立行政法人産業医学総合研究所の平成15年度の予算の区分に従った決算の状況を正しく示しているものと認める。

以上

平成16年6月25日

独立行政法人 産業医学総合研究所

監 事 室中道雄 